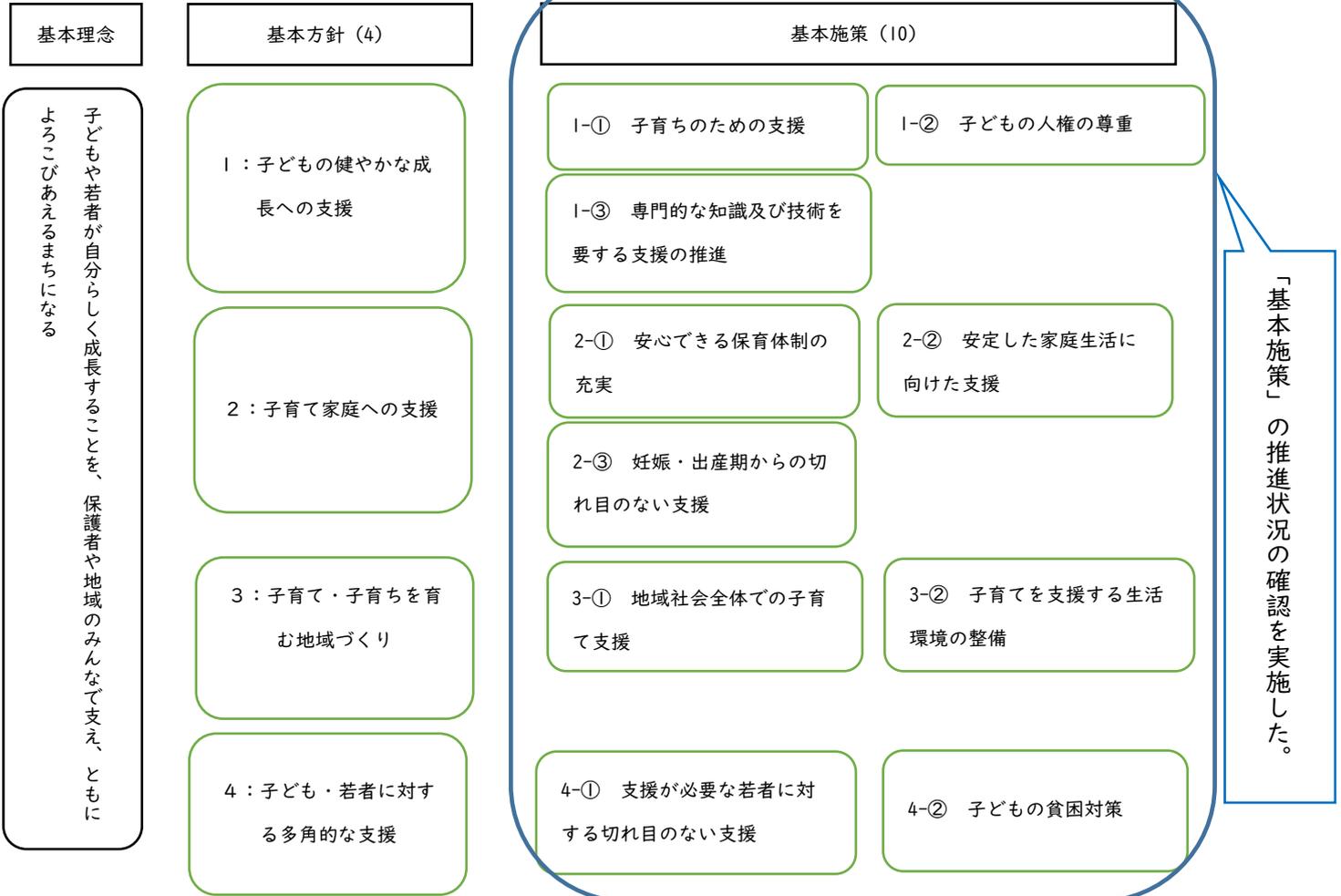


多摩市子ども・子育て・若者プラン(第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画)における
 令和3年度推進状況について

1. 施策の体系

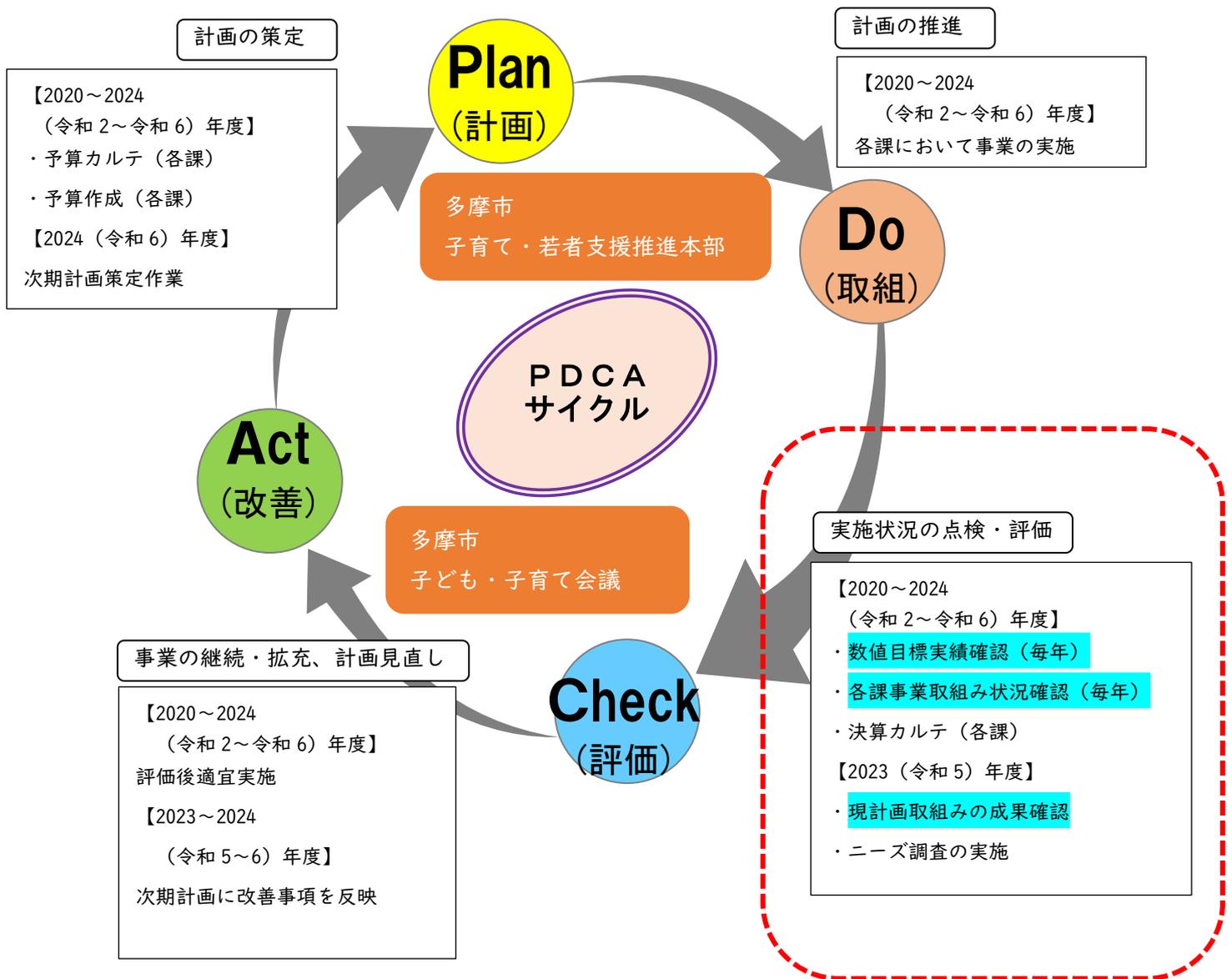


【まとめ】

- 引き続き「待機児童対策」を推進した結果、未就学児の待機児童数は、令和3年4月時点で12名だったが、令和4年4月時点では4名となり、待機児童解消に向けて大きく前進した一方で、地域によっては地域的ミスマッチ等により保育枠の空きが生じており、保育枠の空きに対する取り組みを検討する必要がある。
- 学童クラブの待機児童数については、令和3年4月に東寺方小学童クラブ第三を開設し、45名の定員を増員することで、令和3年4月時点の70名から、令和4年4月時点では43名となり、待機児童が27名減少したが、地域によっては待機状態が解消していないため、児童館や放課後子ども教室等の放課後の子どもの居場所を充実させ、施設整備以外の方法で改善を図っていく取り組みを検討する。
- 地域子育て支援拠点については、コロナ禍においても、感染症対策を徹底した上で、気軽に立ち寄って安心して過ごせる身近な施設として運営を行ったが、依然として新型コロナウイルス感染症の影響により、出張ひろば事業を実施できなかったため、今後の取組方法について検討を行う。また、令和4年3月にパルテノン多摩4階に「こどもひろばOLIVE」を開設し、子育て世帯の居場所の充実を図った。
- 令和4年4月1日に「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」が施行され、条例の理念に基づく取り組みとして「子どもの権利擁護の仕組み」や「子ども・若者の意見表明の仕組み」を具現化し、また、令和4年度中にヤングケアラーの実態調査を行い、今後の支援策の検討を行う。

2. 計画の推進状況の点検・確認：プランPI04 参照

多摩市子ども・子育て・若者プラン（計画期間：令和2年度から令和6年度までの5年間）の取組みの点検・評価を行うため、利用者の視点に立った確保方策を設定し、アンケート等の実施により満足度や要望を把握し、施策の改善につなげていく。また、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても評価を行う。



3. 確認方法

各担当課における個別施策（各事業）の推進状況について点検・確認を行い、その結果に基づき基本施策（10施策）の推進状況の確認を行った。

4. 基本施策の推進状況

基本施策1-①： 子育てのための支援			
基本施策推進状況	<p>継続して施設型給付費等の給付を行い、保育所等の運営支援を行うことで、子育てのための支援に寄与した。</p> <p>待機児童対策としては、令和3年4月から永山駅周辺エリアに60人定員の認可保育所を1箇所新たに開設するとともに、多摩センター周辺エリアに105人定員の認可保育所を規模拡大のうえ移転設置し、さらに、12人定員の小規模保育所を新たに開設することで、令和3年4月の待機児童数12人から、令和4年4月には4人となり、待機児童解消に向けて大きく前進した。また、令和3年4月に東寺方小学童クラブ第三を開設し、45人の定員を増員した。一方で、地域によっては、保育枠の空きが生じている施設もあり、地域的ミスマッチの解消や、定員の空き枠に対する取り組みを検討する必要がある。</p>		
	施策の方向性	令和3年度の取組	今後の方向性
	1-①-1 幼児期の教育・保育及び学童期の保育の充実 【施設型給付（保育所）】	<p>市内22箇所の認可保育所に対して、施設型給付費の支払いを行い、保育を必要とする子どもの受け皿確保を行った。</p> <p>令和3年度は必要な入所定員の確保のため、おだ学園保育園の開所及びあおぞらぱれっと保育園の移転設置を行い、待機児童の解消に向けた取組を推進した。</p>	<p>令和4年4月の待機児童数は4人となり、待機児童解消に向けた大きく前進した一方、保育枠の空きが生じている地域がある。</p> <p>今後は、待機児童解消に向けた取組とともに、地域的ミスマッチの解消並びに、空き定員に対する取り組みについて検討する必要がある。</p>
	1-①-2 子どもと親子の居場所づくりの推進 【子育てセンター事業】	<p>子育てセンターが有していた相談機能については、市内の子育て支援拠点へ集約を行うことにより、令和2年度末をもって子育てセンターを廃止した。</p>	<p>令和2年度末をもって子育てセンターを廃止し、子育てセンターが有していた相談機能は、市内の子育て支援拠点へ集約を行った。</p> <p>今後は、子育て支援拠点に子育てセンターが有していた相談機能の集約を行ったため、子育て支援拠点にて、地域の保護者の相談を随時受付していく。</p>
	1-①-3 児童の健全育成 【児童館事業】	<p>昼の時間帯を消毒のために閉館する等感染防止策を講じながら常設広場の運営を行った。落合児童館、連光寺児童館は大規模改修のため、代替施設において開館曜日及び開館時間を変更の上、運営を行った。</p>	<p>0歳から18歳までの居場所として、新型コロナウイルスの感染対策を行いながら、開館していく。</p> <p>順次、大規模改修工事の時期を迎えるため、計画的に改修工事を進めていく。</p>

<p>1-①-4 子どもの健康の確保 【利用者支援事業（母子保健型）ゆりかごTAMA妊婦面接】</p>	<p>新型コロナウイルス感染症オミクロン株の蔓延による感染不安があり、面接率が低下した。 出産、子育てに関する様々な相談を受け、出産までの準備や子育てに必要な情報や子育てサービス等の情報提供を行った。また、面接を受けた全妊婦に対して支援プランを作成し、早期支援を行った。経済的負担の軽減として子育て応援ギフトを手渡した。</p>	<p>コロナ禍においては、引き続き感染対策を徹底した上で面接を実施する。母子健康手帳を所持する全ての妊婦を対象に、保健師による「ゆりかごTAMA妊婦面接」を行い、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談を受け、出産までの準備や子育てに必要な情報や子育て支援サービス等の情報提供を行うとともに、幅広く周知を行う。また、支援が必要な妊婦に対しては、早期支援を行うよう努める。</p>
---	--	---

基本施策1-②：子どもの人権の尊重

<p>基本施策推進状況</p>	<p>子どもと家庭に関するあらゆる相談を行い、各関係機関と連携し総合的に支援をしていくための調整を図るとともに、要保護児童対策地域協議会を年間で146回実施し連携を図った。 また、今年度初めての取組として、認可保育所の年長児を対象に、虐待予防のためのロールプレイを実施するとともに、YouTube多摩市公式チャンネルにて虐待防止の動画を昨年度に引き続き配信することで、児童虐待の防止と早期発見・早期支援に努めた。 今後も引き続き、関係機関との連携のもと、支援が必要な家庭の早期発見・早期支援に努めるとともに、職員の資質向上により、自ら支援を求められない家庭へのアプローチを充実していく。</p>		
	<p>施策の方向性</p>	<p>令和3年度の取組</p>	<p>今後の方向性</p>
<p>1-②-1 児童虐待の防止と早期発見・早期支援 【子ども家庭支援センター事業】</p>	<p>関係機関との連携については、要保護児童対策地域協議会を年間で146回実施し、連携を行った。 周知活動については、コロナ禍であったため参加募集人数を半分に縮小し、講演会を実施した。加えて今年度初めての取組として、認可保育所の年長児を対象に、虐待防止のためのロールプレイを実施した。さらに、YouTube多摩市公式チャンネルにて虐待防止の動画を昨年度に引き続き配信した。</p>	<p>関係機関との連携については、コロナ禍で連携を取りづらい状況が生じることもあるが、今後もできる限り顔の見える関係で連携をとる。 児童虐待未然防止活動としては、年長児に対するロールプレイ活動をできるだけ多くの認可保育所に広げていけるように、手法を検討する。</p>	

基本施策1-③：専門的な知識及び技術を要する支援の推進			
基本施策推進状況	<p>心身の発達に心配のある児童やその保護者に対し、必要な療育や相談を集団及び個別に行うことで一人ひとりの発育・発達促進を図った。また、発達支援に関する初回相談窓口を一本化し、発達支援室、教育相談、マネジメントチームが連携しながら支援を行うことで、一貫した対応が図れる一方で、連携が十分に行えていない点もあることから、相談業務体制の見直し、業務の共有化・効率化により、学校連携の強化を進めていく必要がある。</p> <p>また、特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、在籍学級における支援の充実を図ることが引き続き課題であるため、在籍学級における支援で、児童・生徒が社会的自立に向けて学校生活を過ごすことができるよう、人的支援ではなく、合理的配慮等について教員の理解・啓発を進める必要がある。</p>		
	施策の方向性	令和3年度の取組	今後の方向性
	1-③-1 障がい児施策の充実 【放課後児童健全育成事業(学童クラブ)での要支援時の受入】	<p>訪問看護ステーションと委託契約を結び、必要に応じて医療的ケアが必要な児童に対して訪問看護師を学童クラブに派遣した。</p> <p>要支援児をスムーズに受け入れることができるよう、島田療育センターの巡回相談を活用した。</p>	<p>学童クラブにおいて生活上のサポートが必要な児童の受け入れ状況に応じて補助員を配置し、安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでいく。</p> <p>また、医療的ケア児が増えたときの対応、受け入れるにあたっての施設整備を検討する必要がある。</p>
	1-③-2 専門的な支援の充実 【適応教室(ゆうかり教室)】	<p>教室に慣れるために体験通室から開始し、本人のペースにあった日数で適応教室への通室を促し、教員やピアティーチャーの指導の下、学習を進めた。令和4年3月末の時点で小学5年から中学3年までの32人が在籍。</p> <p>令和3年度は、小学生2人、中学生9人が学校への復帰を果たしている。</p>	<p>不登校特例校の設置が見送られたことを受け、ゆうかり教室の在り方を改めて検討していく。その中で、通室する児童・生徒がより通いたくなるプログラムを構築することを目的に、外部からのスーパーバイズを令和4年度から導入予定。スーパーバイズの結果を受け、今後の不登校特例校設置を検討していく。</p>

基本施策 2-① : 安心できる保育体制の充実			
基本施策推進状況	<p>子育て世帯に対する保育サービスとして、市内保育施設で一時預かり事業や延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業等を実施し、多様なサービスを必要とする家庭に保育を提供できるよう、受け入れ態勢を確保することで、安心できる保育体制の提供を行った。</p> <p>しかし、</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症や少子化の影響により、定期利用保育の契約者数は施設によって減少傾向にあるため、定期利用保育事業の定員構成等、事業の安定運営に対して課題があるため、あり方を検討していく必要がある。</p> <p>また、病児・病後児保育施設が令和3年12月末で1箇所閉所したことに伴い、既存地区におけるサービスが低下したため、送迎サービスや病児・病後児保育事業の在り方について検討していく。</p>		
	施策の方向性	令和3年度の取組	今後の方向性
	<p>2-①-1 保育所及び学童クラブ待機児童対策の強化</p> <p>【保育所：保育定員の確保、保育士の人材確保】</p>	<p>令和3年度も引き続き、多摩市保育協議会が実施する研修会に対し補助を行うことで、保育の質の向上及び確保を図った。研修会は計2回開催し、延べ70名の参加があった。さらに、東京都の補助事業である地域における保育力アップ推進事業を活用し、認可保育所だけでなく、認証保育所等認可外保育施設も含めた合同園長会を1回開催し、各施設が行う保育内容等を共有することで、保育の質の向上に寄与した。</p> <p>また、令和2年度から開始した子育て支援員研修を引き続き開催することで、39名が研修を修了し、新たに、「子育て支援員」として認定された。さらに、令和2年度に実施した子育て支援員研修修了者に対して、フォローアップ研修を実施し、保育人材の確保だけでなく、保育の質の向上並びに維持に寄与した。</p>	<p>令和4年度以降も引き続き、多摩市保育協議会が実施する研修会等に対する補助及び、子育て支援員研修並びにフォローアップ研修を実施することで、保育人材の確保と質の向上と質の維持に資する取り組みを継続する。また、保育人材の確保策として有効となる子育て支援員研修では、NPO法人あいぱーと・ステーションや恵泉女学園大学と連携して事業を行うことで、次代の保育人材となる大学生の修了者を多く輩出することができたが、今後は、シニア世代にも積極的にPRを行い、子育て支援の裾野を広げていく。</p>
<p>2-①-2 ニーズに応じた多様な子育て支援サービスの提供</p> <p>【病児・病後児保育事業】</p>	<p>市内2箇所では病児・病後児保育事業を実施し、保護者の子育てと就労等との両立支援を図った。(延べ利用件数758件) また、減免対象者に対する利用料補助を行った。</p> <p>令和2年度より、委託費の算定方法を利用児童数に応じた単価ではなく、年間に見込まれる利用人数に応じた単価で決定する方法へ変更したこと</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による病児保育の利用希望数の減少や、病児・病後児を受け入れるという特性上、利用予約後の当日キャンセルが発生する等安定した運営に課題があるため、令和4年度以降も利用児童数に応じた単価ではなく見込み利用人数に応じた単価で委託費を支払う。</p> <p>病後児保育施設が1箇所閉所したことに伴い、既存地区在住者の利便性を</p>	

	<p>で、施設が安定した運営を図れるようにした。</p> <p>年度途中で病後児保育施設が1箇所閉所となったため、利用者へホームページを通じ周知を行った。</p>	<p>図るため、送迎サービスを強化できるよう委託費の見直しを実施した。</p>
--	---	---

基本施策 2-② : 安定した家庭生活に向けた支援

基本施策推進状況

ひとり親家庭や女性が抱える家計や就労、子どものこと等、幅広い課題に対して専門的な知識と経験に基づくソーシャルワークにより、母子・父子等の自立を支援したほか、乳幼児を養育している方に対する乳幼児医療費助成や私立幼稚園に通う保護者の経済的負担の軽減を図るための私立幼稚園等園児保護者補助金の支給、家庭の経済的な状況に関わらず児童・生徒が安心して学校生活を送り学習ができるよう就学援助を行う等、安定した家庭生活に向けた支援を実施した。

また、コロナ禍においても児童館において令和2年度に引き続き、YouTube 配信を行い、情報提供や児童館とのつながりを意識できるよう工夫を行いながら取り組みを実施するとともに、パルテノン多摩4階に「こどもひろばOLIVE」を開設し、子育て世帯が安定した家庭生活が送れるよう取り組みを推進した。一方、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で、保育所等の協力を得ながら実施する職場体験学習や出張ひろば等、直接乳幼児とふれあう事業については実施することができなかった。

施策の方向性	令和3年度の実績	今後の方向性
<p>2-②-1 ひとり親家庭の自立支援の推進</p> <p>【母子家庭等自立支援給付金事業】</p>	<p>母子家庭及び父子家庭の経済的自立促進のための知識、技能取得のための支援を行った。令和3年度は自立支援プログラムの策定者に向けて、東京都社会福祉協議会による住宅支援資金の貸付事業が開始となった。</p> <p>制度の周知等による就労相談実人数：81人</p> <p>自立支援給付金制度に基づき、講座を受講した人数：7人（自立支援教育訓練給付金2人、高等職業訓練促進給付金5人）</p>	<p>母子家庭等自立支援給付金事業について、たま広報や市公式ホームページ等での案内に加え、窓口においても、チラシを用意し、できるだけ案内するようにしている。</p> <p>母子家庭の母及び父子家庭の父の就業促進と経済的安定のため、児童扶養手当受給者又はそれと同等の所得水準の家庭に対し、引き続き自立支援給付金事業の周知を行っていく。</p>
<p>2-②-2 児童虐待の防止と早期発見・早期支援</p> <p>【地域子育て支援拠点事業】</p>	<p>子育て世帯の親子が気軽に立ち寄って過ごせる地域の身近な施設として運営を行った。</p> <p>コロナ禍においても、子育て世帯の居場所確保の観点から、感染対策を徹底したうえで開所している。</p> <p>また、令和4年3月27日には、パルテノン多摩4階に「こどもひろば</p>	<p>子育て世帯の居場所作りとして、コロナ禍においても閉鎖をせず、引き続き感染対策を徹底したうえで運営していく。</p> <p>また、コロナ禍の影響を受け、コロナ前のように実施ができていない出張ひろばについて、今後の取組方法について検討していく。</p>

	OLIVE」を開設し、地域子育て支援拠点を実施した。	
2-②-3 経済的な支援の推進 【児童手当支給事業】	児童手当法に基づいて児童手当を受給資格者の認定請求によって支給した。 年間延受給児童数：189,700人	保育料・学童クラブ使用料・学校給食費の未納に充当することにより未収金対策を進める。 児童へ手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上を図る。
2-②-4 多様な働き方の実現 及び働き方の見直し等 【TAMA 女性センター事業 (就労環境・キャリア形成)】	東京しごとセンター多摩と連携し、「女性のための再就職支援セミナー初心者必見！在宅ワークという働き方」を開催し、セミナー後には個別相談会を実施した。また、男女平等・男女共同参画情報誌「たまの女性」に女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた市内企業の取組の紹介記事を掲載し、関係機関等に配布した。一方で、市内企業・事業所等を対象とした啓発講座は実施できなかった。	市民に対しては講座等を通して啓発を行うことができているが、企業や事業所との連携や講座の実施において課題がある。今後も市民・市内企業・事業所等を対象にした研修等の継続的な実施の検討や啓発方法の工夫を行っていく。
2-②-5 次代の親の育成 【インターネット等の適切な活用に向けた啓発】	コロナ禍でも、セーフティ教室等で外部講師を招聘しての講演や保護者・地域との意見交換等は、オンラインを活用したりと開催方法を工夫しながら実践した。また、「SNS 東京ルール」を基に「SNS 学校ルール」や「SNS 家庭ルール」等、自分事として考え、行動できるよう家庭や地域と連携を図りながら情報教育の推進を図った。	1人1台タブレット端末の配布に伴い、初期に設定したルールの見直しを随時図ってきた。今後のルール作りにおいては、児童・生徒の実態に応じて、単に教員が決めつけるのではなく、児童・生徒が自身の活用について主体的に考えた上でルール作りを行っていく必要がある。また、学校での取組が家庭や地域にも反映されるよう、学校だよりやホームページ等で発信していく。

基本施策2-③：妊娠・出産期からの切れ目ない支援		
基本施策推進状況	<p>子育て世代包括支援センター事業の主な取り組みとして、ゆりかごTAMA妊婦面接を実施するとともに、個々に応じた支援プランを全妊婦に対して作成し、妊娠期から身近な地域の子育て支援拠点や地区担当保健師を紹介することにより、孤立予防、早期支援につながる取り組みを行うことで、子育て家庭の健康の確保を行うための取組を推進した。子育て世帯包括支援センターでは、母子保健施策と子育て支援施策の両面から、妊娠期から子育て期の子育て支援について、切れ目なく一貫性のあるものとして提供されるようマネジメントを行うことが重要であることから、様々な事業を通じて継続的に妊産婦・乳幼児等やその家族の状況を把握し、必要なサービスや支援が行えるよう関係機関との連携や連絡調整を行いながら、子育て世代を包括的に支援していくために、引き続き、関係機関と連携のもと仕組みを作っていく。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症感染対策を徹底した上で、パパママ（両親）学級を開催し、沐浴実習、各種講話などを実施することで、安心して妊娠期を送り出産を迎え、子育てができるよう支援することにより、家庭における教育力の向上を図った。新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、グループワークやパパ・ママ学級と同時に開催している、先輩パパママ交流会は休止しているが、同時期に妊娠・出産・子育てを行う母親のネットワークづくりや父親の育児参加を目的とした交流やつながりは孤立化予防、虐待予防の観点からも重要であることから、安全・安心に妊娠期を送り出産を迎え、子育てができるよう、引き続き感染対策を徹底した上で実施する。</p>	
	令和3年度の取組	今後の方向性
2-③-1 子育て家庭の健康の確保 【子育て世代包括支援センター事業】	子育て世代包括支援センター事業の主な取組としてゆりかごTAMA妊婦面接を実施し、個々に応じた支援プランを全妊婦に作成し、妊娠期から身近な地域の子育て支援拠点や地区担当保健師を紹介することにより孤立予防、早期支援に繋がる取組を行った。妊娠期から子育て期の親向けに子育て情報や市の事業等の案内をきずなメール（LINE版）で配信した。地域の子育て支援拠点との連携により、保健師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員、作業療法士による出張教育・相談を実施した。また、保育園との連携強化として、離乳食や幼児食に関する相談体制を整えた。これらにより、身近な地域で相談できる体制を推進した。支援に係わる保健師等の人材育成も兼ねて、ハイリスク妊婦や新生児、乳幼児を育てる保護者への支援についての情報共有、進行管理を実施した。	子育て世代包括支援センターでは、母子保健施策と子育て支援施策の両面から、妊娠期から子育て期の子育て支援について切れ目なく一貫性のあるものとして提供されるようマネジメントを行うことが重要である。そのために様々な事業を通じて継続的に妊産婦・乳幼児等やその家族の状況を把握し、必要なサービスや支援が行えるよう関係機関との連携や連絡調整を行う。子育て世代を包括的に支援していくために、今後も引き続き関係機関と連携のもと仕組みを作っていく。

2-③-2 家庭の教育力の向上 【パパママ（両親）学級】	<p>新型コロナウイルス感染症感染対策を徹底したうえで開催。沐浴実習、各種講話等を実施し安心して妊娠期を送り出産を迎え、子育てがスタートできるよう支援した。</p> <p>虐待未然防止の観点から、乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）の予防、母親のメンタルヘルス等について正確な情報提供を行った。</p> <p>妊娠期から地域の子育て支援拠点に繋がれるよう、子育てマネージャーによる施設案内を実施した。</p> <p>また、先輩パパママ交流会について、別日程で参加者を縮小したうえで実施した。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、グループワークやパパママ学級同時開催の先輩パパママ交流会は休止しているが、同時期に妊娠・出産・子育てを行う母親の友達づくりや父親の育児参加を目的とした交流や繋がりは孤立化予防、虐待予防の観点からも重要である。安全・安心に妊娠期を送り出産を迎え、子育てがスタートできるよう、今後も感染対策を徹底した上で実施する。</p>
------------------------------------	---	---

基本施策 3-① 地域社会全体での子育て支援

基本施策推進状況	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で児童館の開館日は減少したが、令和3年度は、消毒等感染予防対策を講じながら、開館日を増やすとともに、令和2年度から開始したYouTubeでの映像配信を引き続き継続し、情報提供や児童館とのつながりを意識できるようにすることで、地域コミュニティによる子育て支援の充実を図った。</p> <p>しかしながら、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が継続しており、コロナ前のように実施ができていない出張ひろば等について、今後の取組方針について検討していく必要がある。</p> <p>また、放課後子ども教室の地域の担い手が不足していることから、地域に出向き放課後子ども教室事業に参画できる人材を募り、放課後子ども教室の充実・拡大につなげるとともに、未実施校解消に向けて関係機関と協議をしていく。さらに、事業拡充のため、法人委託等のこれまでとは異なる手法について検討していく。</p>		
	施策の方向性	令和3年度を取組	今後の方向性
	3-①-1 地域コミュニティによる子育て支援の充実 【子ども食堂推進事業】	<p>新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえ、通常の子ども食堂の開催がまだまだ困難であることから配食や宅食の取組も補助対象に含め実施することとし、市内にある子ども・誰でも食堂10団体に対し、補助金を交付した。また、子ども・誰でも食堂の紹介記事をたま広報1・2面に掲載することで、多くの市民に対し、周知・理解促進を図った。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、当分の間通常の子ども食堂開催が困難な状況にある。このことにより、子ども食堂による見守りや、支援が必要な家庭等を発見する機会が減少している。また、経済的に困窮する家庭が増大している状況下において、子ども食堂による配食や宅食への需要が大きくなっている。</p>

			<p>新型コロナウイルス感染症への緊急的な対策として、令和3年度に引き続き、令和4年度においても、配食等事業を補助対象に加え、補助を行う。令和5年度までは都の補助制度に準じて市としても補助制度を継続する方針であるが、令和6年度以降は補助制度以外の支援の仕組みに転換することを基本とし、取り組みを検討している。</p>
	<p>3-①-2 持続可能な放課後子ども教室 【放課後子ども教室】</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、12校での実施となった。室内の使用許可が降りない学校が多かったため、グラウンドでの自由遊びを中心に実施した。</p>	<p>リーダー会議や運営委員会を定期的に行い、注意点や課題を共有し運営方法等の工夫や改善を検討する。また、地域の担い手を確保するため、地域に出向き放課後子ども教室事業に参画できる人材を募り、放課後子ども教室の充実・拡大につなげる。未実施校解消に向けて関係機関と協議していく。事業の拡充のため、法人委託での手法を検討する。</p>

基本施策3-②：子育てを支援する生活環境の整備			
基本施策推進状況	<p>親世帯と近居・同居するため、市外から多摩市内に転入する子育て世帯の住宅取得費用等に対する助成については、令和2年度には7件の助成であったところが、令和3年度は11件と増加し、親世帯との近居・同居が促進された一方で、市外の子育て世帯に対する制度の周知が難しく、周知方法の検討が課題である。令和3年度までの事業期限であったが1年間事業延長を行ったため、その後については、対象者、補助額、制度の存廃も含めた検討を行う。</p> <p>また、お散歩経路の危険箇所について、東京都や関係課と協力し、車道にドットラインの追加、歩道のガードレールを延長したことでお散歩の安全を図り、良好な住環境の確保及び安全・安心なまちづくりの推進に寄与した。今後も、危険箇所の状況等を把握し、キッズゾーンやゾーン30を設置する必要があるか等の検討も進めていく。</p>		
	施策の方向性	令和3年度の取組	今後の方向性
	3-②-1 良好な住環境の確保 【道路交通環境の充実】	子育て世帯や子どもが安全で安心して移動できるようにするため、舗装補修をはじめ、路面標示（区画線）の更新、グリーンベルトの敷設、街路樹による視認性障害や照度障害を改善するための選定及び伐採を行い、道路交通環境の改善を進めた。	令和4年度以降も老朽化した道路施設や交通安全施設などの更新を継続的に実施する必要がある、更新に向けた調査や計画策定に向けて取り組んでいく。
3-②-2 安全・安心なまちづくりの推進 【生活・交通・災害安全教育の実施】	例年実施している総合防災訓練への中学生の参加や小学生以下を対象とした東京消防庁立川防災館への親子バスツアーなどが新型コロナウイルスの影響により中止となった。 そういった中でも、各学校が実施する煙体験や防災学習に協力するなど、実施可能な事業に取り組んだ。	新型コロナウイルス感染症の影響により、この2年間は、ほとんど活動ができていない状況である。 防災に関する教育については、引き続き推進していくものの、感染症下において実施できる取り組みを徐々に再開していく予定である。 令和4年度についても、小学生以下を対象とした東京消防庁立川防災館への親子バスツアーの実施は見合わせることにした。	

基本施策4-①：支援が必要な若者に対する切れ目ない支援体制の確立			
基本施策推進状況	<p>生活や仕事に、心配・不安・悩みを抱えている方、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方に対し、地域において自立した生活が行えるよう、家計改善支援、就労準備支援、就労支援、住居に関する相談に対し、しごと・くらしサポートステーションの相談支援員が対応し、世帯の課題解決に向けた支援を行うことで、世代に応じたひきこもり支援の推進を図った。一方で新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、アウトリーチが進まなかったとともに、離職や収入源する方が増えたが、就労準備事業を受け入れる企業等の開拓が進まなかった。今後引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大等の状況をみながら、アウトリーチや地域資源の開拓等を進め、自立支援の相談支援を行っていくとともに、引きこもり支援の具体的体制構築に取り組んでいく。</p> <p>また、母子保健事業、健康栄養相談等において若年層の生活習慣病予防、心身の健康に対する相談を実施し、地域の中での支援ネットワークづくりに寄与した。しかし、若年層の相談ニーズは低い傾向にあるため、母子保健等の各事業や個別フォローアップの中で効果的に実施することが必要である。</p>		
	施策の方向性	令和3年度の取組	今後の方向性
	4-①-1 世代に応じたひきこもり支援の推進 【スクールソーシャルワーカー活用事業】	学校からの申請にもとづく児童・生徒への支援と並行して、学校への児童・生徒の状況確認の聞き取りや、学校への情報提供により、支援に至る前の予防措置を進めた。また、他機関との定例会への参加を通し、情報収集・提供に努め、支援のための材料とした。支援内容は不登校を主訴とするものが多く、身体の不調や対人トラブル・家庭の養育課題に起因する場合がある。これらの見えづらい原因を掘り起こし、わかりやすく整理し対策を講じ、学校と疎遠になりがちな家庭と学校との間を取り持ち、主訴解消の支援を行った。不登校で学習機会を失っている児童・生徒に対してe-ラーニングによる学習支援を行った。	終了したケースは11件で、次年度継続のケースは16件であった。令和2年度に引き続きスクールソーシャルワーカー派遣の長期化が課題である。ケースについてより多くの支援の選択肢を増やす等、スクールソーシャルワーカーの対応力向上のため、外部研修を実施予定。
4-①-2 地域の中での支援ネットワークづくり 【民生委員協議会】	民生委員・児童委員と連携を深め、支援が必要な人への相談支援や、地域と行政のパイプ役として関係機関につなぎ、支援をより円滑にするために適切な情報提供を行った。また、民生委員確保のための検討会を実施し、今後の活動の方向性について協議を行った。 令和4年12月の一斉改選に向け、令和2年度中に民生委員確保のための	令和4年12月に行われる3年に一度の一斉改選に向け、引き続き欠員地区の補充、民生委員が地域住民に対した確かな支援ができるよう取り組んでいく。	

	検討会を実施し、令和3年度は検討会で協議した、委員活動の負担軽減、新任民生委員へのフォロー体制強化、委員活動がしやすい環境の構築等、各施策を実施した。令和3年6月1日時点で定数112名のうち欠員21名であったが、令和4年4月1日現在、欠員が18名となった	
4-①-3 子ども・若者を支援するしくみづくり 【LGBT電話相談事業】	3年度において、性的指向や性自認に関して悩みを抱えている当事者や家族の方などからの相談を電話にて受け付け、課題の解決を図り、LGBT電話相談事業を毎月1回実施し、年間相談件数は26件だった。奇数月と偶数月で実施時間を変え、幅広い市民が利用できるように工夫している。また、多様な性と生に関する啓発事業を当事者やその家族だけでなく幅広い市民に対して実施し、意識啓発を推進した。なお、令和4年2月には、当事者の課題解決に向けて多摩市パートナーシップ制度を導入した。	前年度より年間相談件数が10件増加しており、LGBTQ+について東京2020大会等により社会的に広く認知されるようになったことが要因と考えられる。今後もLGBT電話相談事業を通して、性的指向や性自認に関して悩みを抱えている当事者や家族の方などの課題の解決に向けた取組みを行っていく。

基本施策4-②：子どもの貧困対策

基本施策推進状況	生活福祉資金貸付について継続して実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮した世帯に対して、緊急小口資金と総合支援資金を貸し付ける特例貸付も継続して実施し、経済的支援を行った。		
	また、コロナ禍により、子ども・誰でも食堂の活動を市民に対して積極的に行った結果、多くの市民や事業所等からのフードドライブ事業への寄附支援を得ることができ、フードドライブ事業の充実を図ることで、子どもの貧困対策を推進した。		
	新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見えない中、生活に困窮している世帯は未だ増加傾向にあり、子ども・誰でも食堂等でも、食事をする場の提供から、フードパントリーや弁当、食材の宅配支援に変化し、新たな課題やニーズが発生している。今後も、現状を市民に周知しながら、協力の輪を広げ、子どもの貧困対策の充実を図る必要がある。		
	施策の方向性	令和3年度の取組	今後の方向性
	4-②-1 経済状況に左右されない子どもの育ちのための支援	コロナ禍により、子ども・誰でも食堂の活動を市民に対して積極的に行った結果、多くの市民や事業所等からのフードドライブ事業への寄附支援が得ることができた。 食料等寄附：延べ4,309kg	コロナウイルス感染の終息が見えない中、生活に困窮している世帯（特にひとり親世帯や学生など）はまだ増加傾向にある。 子ども・誰でも食堂等でも、食事をする場の提供から、フードパントリーや弁当や食材の宅配支援に変化しており、新たな課題やニーズが発生して

	<p>【フードドライブ事業】</p>	<p>多摩地域企業・大学等連絡会（ゆるたまネット）主催事業として、大学生以下の子どもがいる世帯と大学生以下の学生を対象とした「食料等無料配布事業」を6月と12月の2回実施した。</p> <p>配布世帯：延べ237世帯 配布人数：延べ744名 に配布した。</p>	<p>いる。</p> <p>今後も、現状を市民に周知しながら、協力の輪を広げ、フードドライブ事業の充実を図る必要がある。</p>
	<p>4-②-2 地域の中での支援ネットワークづくり 【子ども・若者育成支援事業】</p>	<p>ひきこもりに関する講演会については、新型コロナウイルス感染症対策として定員を制限した上で1回開催した。</p> <p>また、ひきこもりに関する図書館との連携企画展示では、令和2年度に市公式Youtubeチャンネルで公開した講演会動画の案内チラシを配布した。</p> <p>子どもの貧困についてはパネル展示の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。</p> <p>代わりに、貧困の状況にある子どもや若者の孤立を防ぐため、居場所である子ども・誰でも食堂の紹介記事をたま広報1・2面に掲載することで、多くの市民に対し、周知・理解促進を図った。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響もあり、歳出予算の確保が難しくなったため、事業を見直し、令和3年度から子どもの貧困についての講演会は行わないこととした。今後は、パネル展示や図書館との連携企画展示を通じ、子どもの貧困や子ども・誰でも食堂への理解促進、行動喚起をしていく方針である。</p>